

藤井寺市障害福祉計画(第2期計画)

平成21年3月
藤井寺市

はじめに

本市においては、「だれもが安心して暮らせるまち」の実現を目指し、市民の皆様だれもが社会の中で孤立し、排除されることなく、自己の存在価値と役割を持ち得る社会を目指す「ソーシャル・インクルージョン（社会包括）」の具体化と、「人間尊重の理念に基づく障害者施策の構築を目指す」ことを目的として、平成18年度に第1期藤井寺市障害福祉計画を策定いたしました。

また、障害者自立支援法が施行されて、来月でちょうど4年目を迎えます。障害者自立支援法は当初から施行3年後に見直すことが明言されており、昨今新聞報道等で障害者自立支援法の文字を目にする機会も増えました。利用者本位の方向に改正されることを切に願う次第であります。

しかしながら、本市を取り巻く状況は、障害をお持ちの方を含む市民の皆様にとって、決して楽観できる状態ではありません。財政は危機的な状況で、さらなる歳出削減に取り組む必要があり、ますます皆様のご助力とご協力をお願いしなければならないという、予断を許さない状況であります。

そのような背景で、福祉サービスの質を劣化させずに最大の効果をあげ、また障害をお持ちの方が、地域社会に参加する地域移行や、就労を促進していくことを目標に、さまざまな意見を取り入れてこの計画を策定する運びとなりました。

この計画では、3年前に策定した第1期藤井寺市障害福祉計画の、平成20年度までの実績値とその実績に基づいて、より実態に即した、平成21年度から23年度までの3年間の、サービス利用量の目標値を立てております。

今後、この計画の確実な推進を図るため、国や大阪府をはじめとする関係機関や、市民、各種団体などの地域社会と連携しながら、障害をお持ちの方を含むすべての市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指し、真の共生社会を実現すべく障害福祉サービスなどの充実とともに、施策の展開を図ってまいりたいと思っております。限りある財源の中で、皆様のお知恵をお借りし、本市をより良くしていくために今後も一層邁進していく所存でございます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を頂きました藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会の委員の皆様をはじめ、各障害者団体、関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成21年3月

藤井寺市長 國下 和男

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 障害者自立支援法の概要	3
5. 計画において定めるべき事項	5
第2章 藤井寺市の現状	6
1. 障害者の現状	6
2. ヒアリング調査からみる現状	12
3. 障害福祉サービス等の進捗状況	14
4. 第1期計画における数値目標の進捗状況	24
第3章 第2期計画の基本方向	25
1. 障害福祉計画の基本理念	25
2. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	25
3. 平成23年度の目標値の設定	26
第4章 障害福祉サービス等の見込み	28
1. 障害福祉サービス及び相談支援の見込量設定	29
2. サービス見込量確保のための方策	35
3. 地域生活支援事業の見込量設定	36
4. 事業見込量確保のための方策	39
第5章 地域における生活支援の充実	40
1. 障害や障害のある人に対する理解の促進	40
2. 制度及びサービス内容の周知と普及	40
3. 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供	40
4. 相談体制の充実	41
5. 情報提供体制の充実	42
6. 地域生活移行を進めるための支援体制の構築	42
7. 就労に向けた支援の充実	43
第6章 計画の推進に向けて	44
1. 地域との連携強化	44
2. 府・周辺自治体との連携	44
3. 庁内の連携体制	44
4. 計画の点検・評価	44
資料編	46
1. 藤井寺市障害福祉計画（第2期計画）策定の経緯	46
2. 藤井寺市障害福祉計画策定委員会委員名簿	47
3. ヒアリング実施団体・事業所	47
4. 障害福祉サービス等の用語解説	48

第 1 章 計画の策定にあたって

1 . 計画策定の趣旨

これまでの障害福祉施策を振り返ると、平成 15 年度に支援費制度が開始され、サービスの利用形態が措置制度から契約制度へと変わりつつある中、支援費制度は利用者数が飛躍的に増加するなど、障害のある人の生活を支えるサービスとして定着してきました。しかし、精神障害者に対するサービスの立ち遅れやサービス基盤そのものの不足、施設利用者の入所期間の長期化など、多くの課題がみられたことから、平成 17 年 10 月に「障害保健福祉の総合化」「自立支援型システムへの転換」「制度の持続可能性の確保」を基本的な視点に障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービスの一元化、就労支援の強化、費用負担の見直しといった制度改正が行われ、障害者福祉施設やサービス体系の抜本的な見直しが行われました。

本市では、これらの制度改正に対応するため、障害者福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標に、その中間段階となる平成 20 年度までを計画期間とする藤井寺市障害福祉計画（第 1 期計画）を平成 18 年度に策定し、障害のある人が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供及び提供基盤の整備に努めてきました。

しかし、現行計画が平成 20 年度をもって計画期間が終了するため、これまでの計画の進捗状況を踏まえつつ、平成 23 年度目標の達成に向けた取り組みを計画的に推進する必要があることから、藤井寺市障害福祉計画（第 2 期計画）を策定し、障害福祉の充実に向けての目標及び各事業量の設定など、具体的な取り組みを明らかにするものです。

2 . 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定したものであり、今後、藤井寺市が進めていく障害福祉サービスにかかわる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めたものです。

また、障害のある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、藤井寺市における障害者施策すべての方向性を明らかにした「藤井寺市障害者計画」をはじめ、その他関連計画との調和が保たれたものとしします。

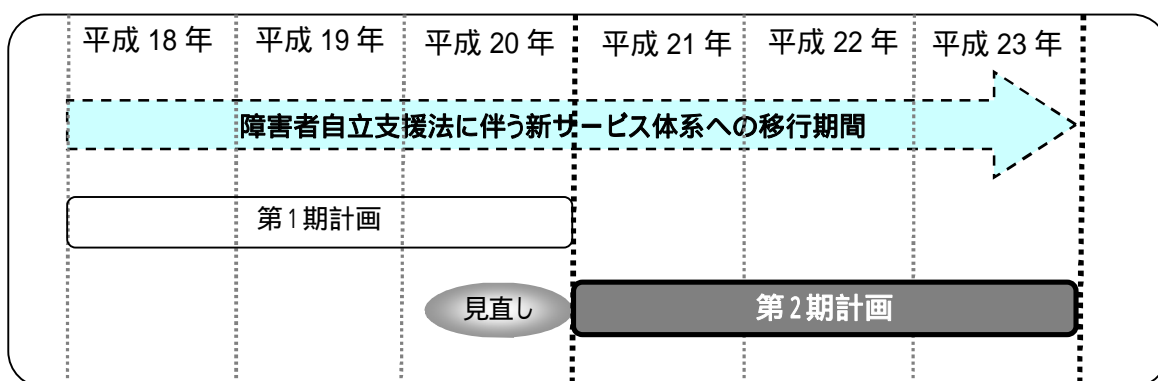
(参考)

障害者自立支援法第 88 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」

3 . 計画の期間

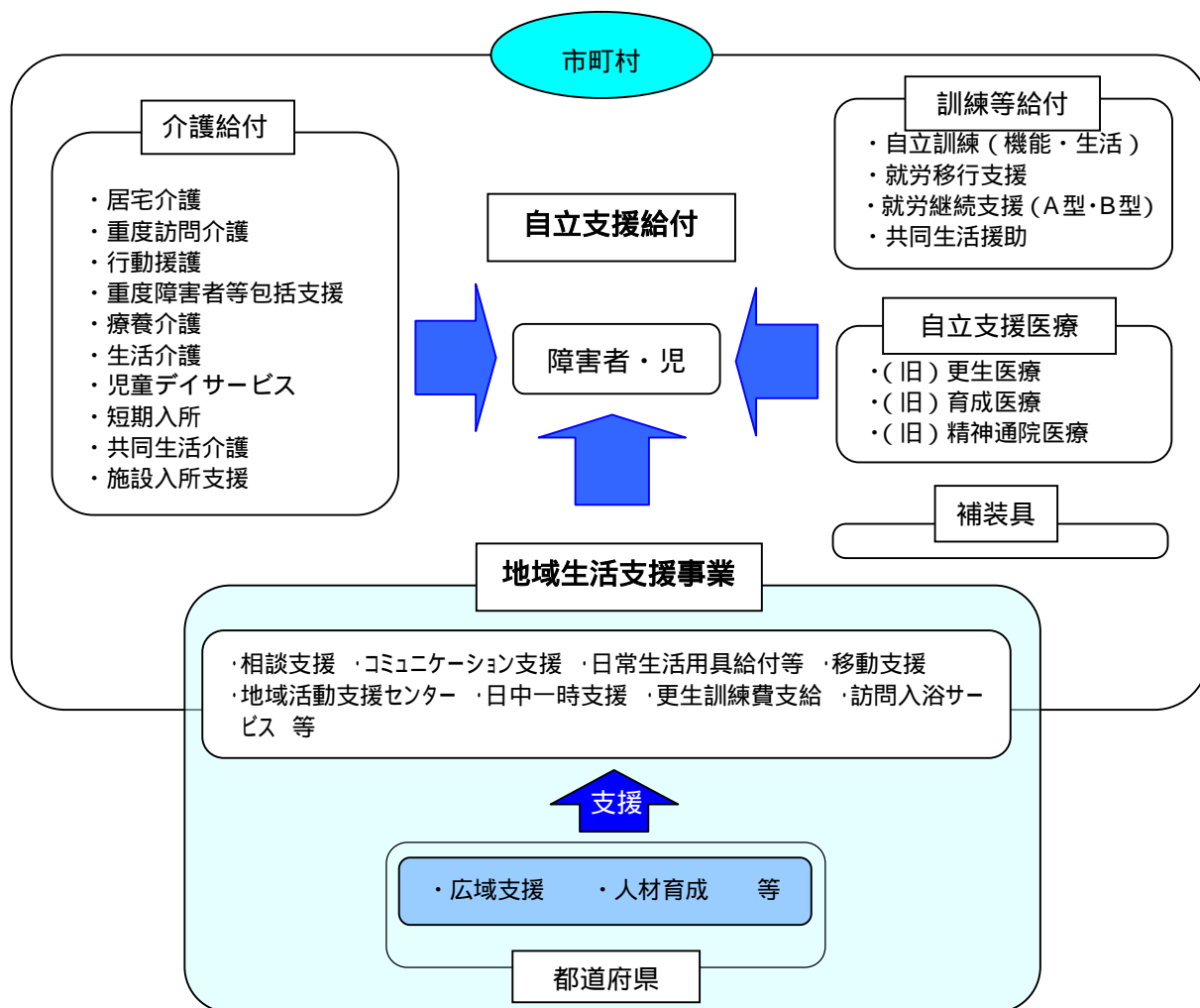
本計画は、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、平成23年度末の目標値をめざして、第2期にあたる平成21年度から平成23年度までの3年間を期間とする計画です。



4 . 障害者自立支援法の概要

(1) 総合的な自立支援システム

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体を図に表すと、次のとおりとなります。全国一律の仕組みである自立支援給付と、都道府県や市町村が行う地域生活支援事業の各種サービスなどで構成されています。



(2) 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、個々の障害者の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用する場合の仕組みが異なります。

サービス体系			
自立支援給付	介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）
			重度訪問介護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系	療養介護
			生活介護
			短期入所（ショートステイ）
			児童デイサービス
	居住系	共同生活介護（ケアホーム）	
		施設入所支援	
	訓練等給付	日中活動系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
			就労移行支援
			就労継続支援（A型：雇atype・B型：非雇atype）
		居住系	共同生活援助（グループホーム）
地域生活支援事業 （藤井寺市実施事業）			相談支援事業
			コミュニケーション支援事業
			日常生活用具給付事業
			移動支援事業
			地域活動支援センター事業
			日中一時支援事業
			訪問入浴サービス事業
			更生訓練費支給事業
			生活支援事業

（ 各サービスの説明は資料編の用語解説に掲載しています。 ）

5 . 計画において定めるべき事項

この計画は、国の示す基本指針(「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)に沿って、平成21年度から平成23年度までを第2期計画期間とし、平成23年度における施設入所者の地域への移行などの目標値設定や、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、提供体制の確保に関する方策等を定めるものです。

【定めることとされている事項】

各年度における障害福祉サービスまたは相談支援(サービス利用計画作成)の種類ごとの必要な量の見込み
障害福祉サービスまたは相談支援(サービス利用計画作成)の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
地域生活支援事業の実施に関する事項

第2章 藤井寺市の現状

1. 障害者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の現状

障害者手帳所持者数の推移をみると、手帳所持者の総数では、平成14年度から平成18年度までは増加していますが、それ以降は平成18年度時点より減少しています。

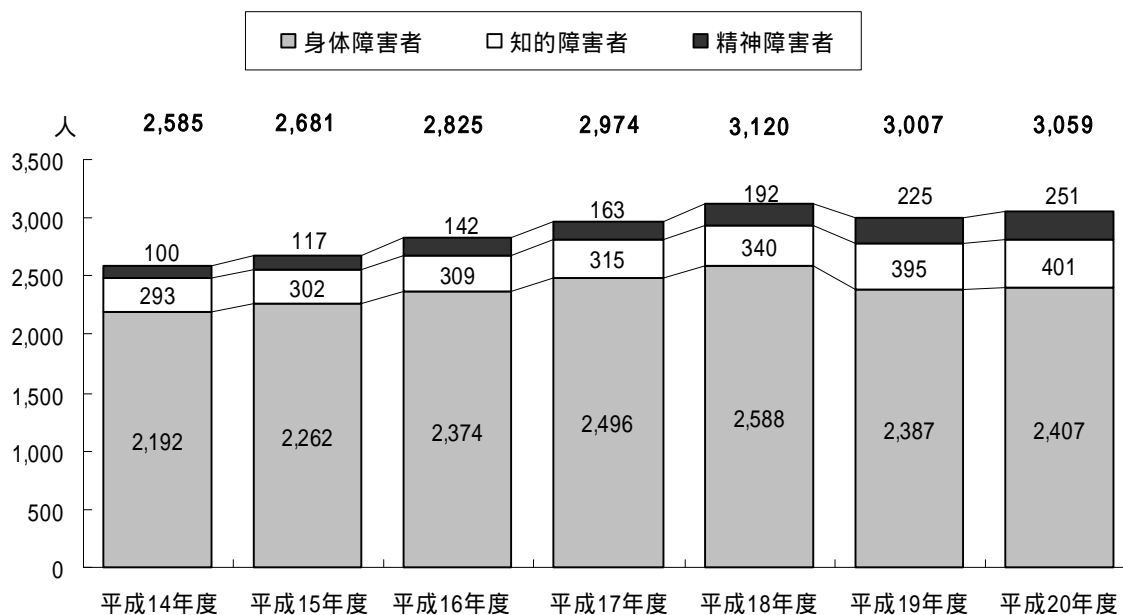
各種手帳別にみると、「療育手帳所持者数」、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は一貫して増加していますが、最も手帳所持者数の多い「身体障害者手帳所持者数」が平成19年度に201人減少し、平成20年度には若干増加したものの、総数を引き下げる要因になっています。

障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	手帳所持者 総数	身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数
平成14年度	2,585	2,192	293	100
平成15年度	2,681	2,262	302	117
平成16年度	2,825	2,374	309	142
平成17年度	2,974	2,496	315	163
平成18年度	3,120	2,588	340	192
平成19年度	3,007	2,387	395	225
平成20年度	3,059	2,407	401	251

各年度3月末時点、平成20年度のみ9月29日時点の数値



身体障害者手帳所持者の現状

平成14年度から平成20年度における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成18年度までは年々増加していますが、平成19年度には200人あまり減少しています。

障害の種類別構成比をみると、「肢体不自由」の割合が最も高く全体の過半数を占めており、次いで「内部障害」が30%近くを占めています。

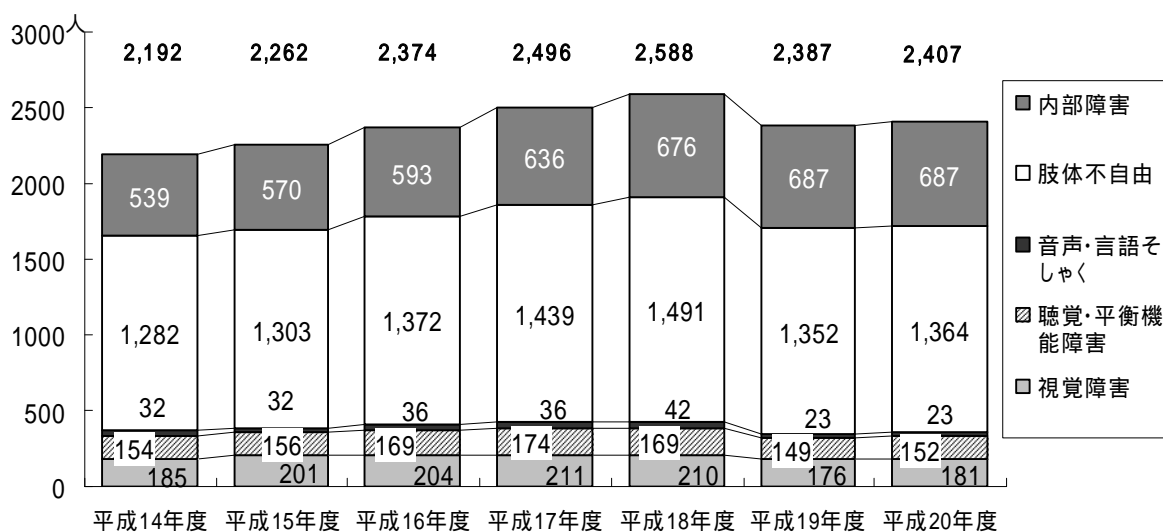
障害等級別にみると、平成20年3月末現在、1級（重度）が最も多く、次いで多いのは4級となっています。また、障害の種類別に等級をみると、「内部障害」は1級、「音声・言語・そしゃく」は3級が最も多くなっています。

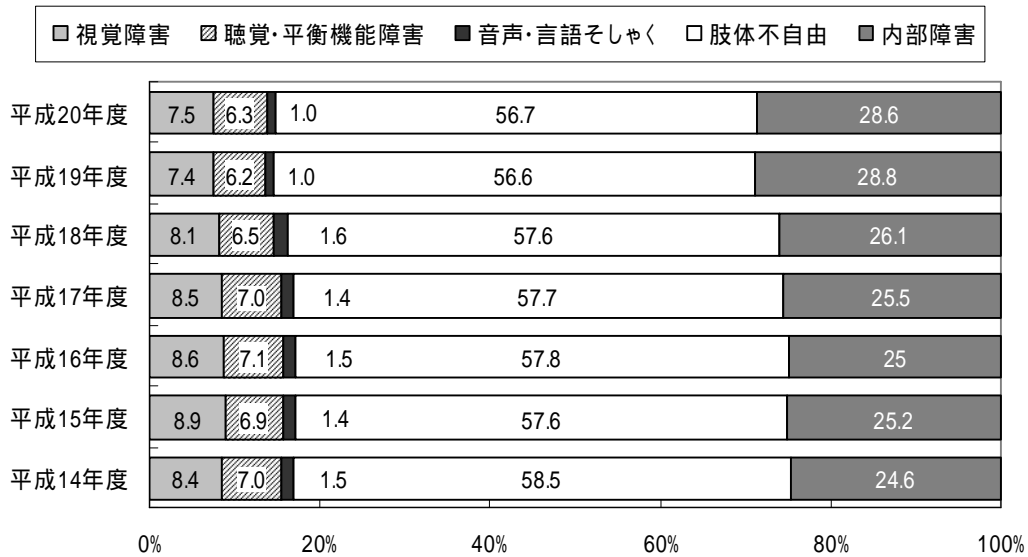
身体障害者手帳所持者の種類別人数及び構成比の推移

単位：(上段)人、(下段)%

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
視覚障害	185 8.4	201 8.9	204 8.6	211 8.5	210 8.1	176 7.4	181 7.5
聴覚・平衡機能障害	154 7.0	156 6.9	169 7.1	174 7.0	169 6.5	149 6.2	152 6.3
音声・言語そしゃく	32 1.5	32 1.4	36 1.5	36 1.4	42 1.6	23 1.0	23 1.0
肢体不自由	1,282 58.5	1,303 57.6	1,372 57.8	1,439 57.7	1,491 57.6	1,352 56.6	1,364 56.7
内部障害	539 24.6	570 25.2	593 25.0	636 25.5	676 26.1	687 28.8	687 28.6
合計	2,192	2,262	2,374	2,496	2,588	2,387	2,407

各年度3月末時点、平成20年のみ9月29日時点の数値



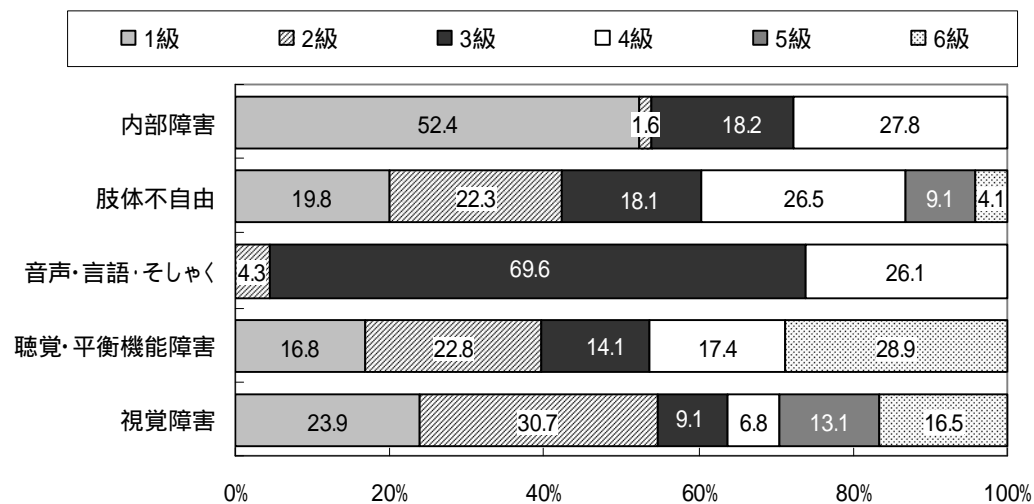


身体障害者手帳所持者の種類別・等級別人数及び構成比(平成20年3月末現在)

単位:(上段)人、(下段)%

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	42 23.9	54 30.7	16 9.1	12 6.8	23 13.1	29 16.5
聴覚・平衡機能障害	25 16.8	34 22.8	21 14.1	26 17.4		43 28.9
音声・言語・そしゃく		1 4.3	16 69.6	6 26.1		
肢体不自由	268 19.8	301 22.3	245 18.1	358 26.5	123 9.1	56 4.1
内部障害	360 52.4	11 1.6	125 18.2	191 27.8		
合計	695	401	423	593	146	128

平成20年9月29日現在



療育手帳所持者の現状

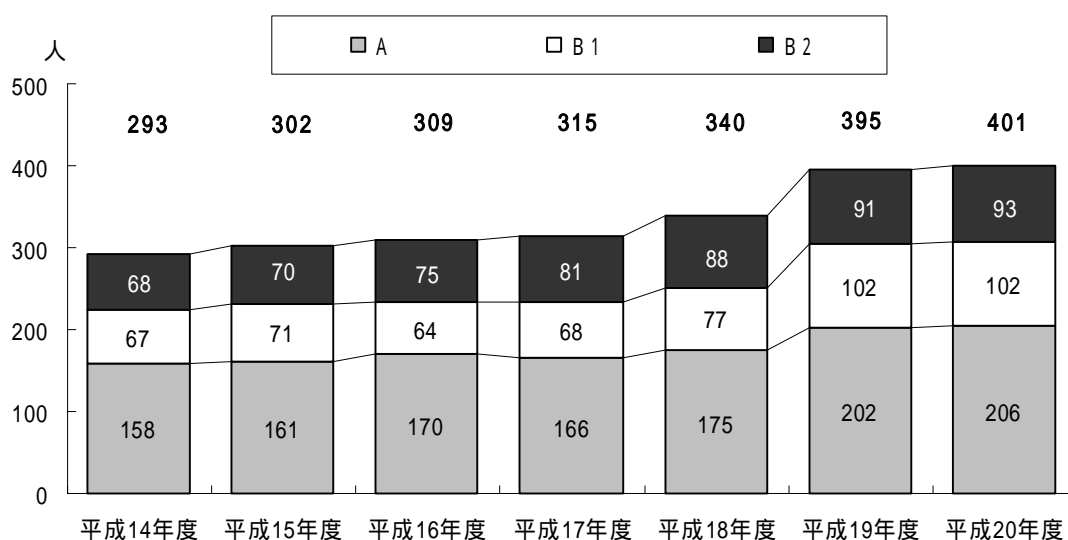
平成14年度から平成20年度における療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。また、障害程度別構成比の推移をみると、「A」が55.0～51.1%、「B」が45.0～48.9%となっており、「A」が「B」を上回っていますが、その差は近年縮まってきており、平成16年度には10.0%あった差が、平成20年度には2.8%まで縮まっています。

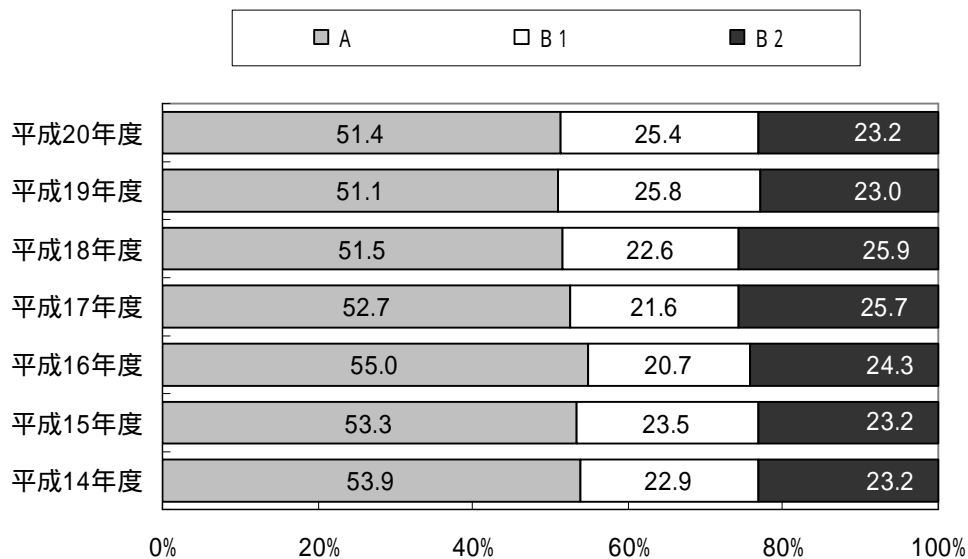
療育手帳所持者の障害程度別人数及び構成比の推移

単位：(上段)人、(下段)%

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A	158 53.9	161 53.3	170 55.0	166 52.7	175 51.5	202 51.1	206 51.4
B 1	67 22.9	71 23.5	64 20.7	68 21.6	77 22.6	102 25.8	102 25.4
B 2	68 23.2	70 23.2	75 24.3	81 25.7	88 25.9	91 23.0	93 23.2
B 計	135 46.1	141 46.7	139 45.0	149 47.3	165 48.5	193 48.9	195 48.6
合計	293	302	309	315	340	395	401

各年度3月末時点、平成20年のみ9月29日時点の数値





精神障害者保健福祉手帳所持者の現状

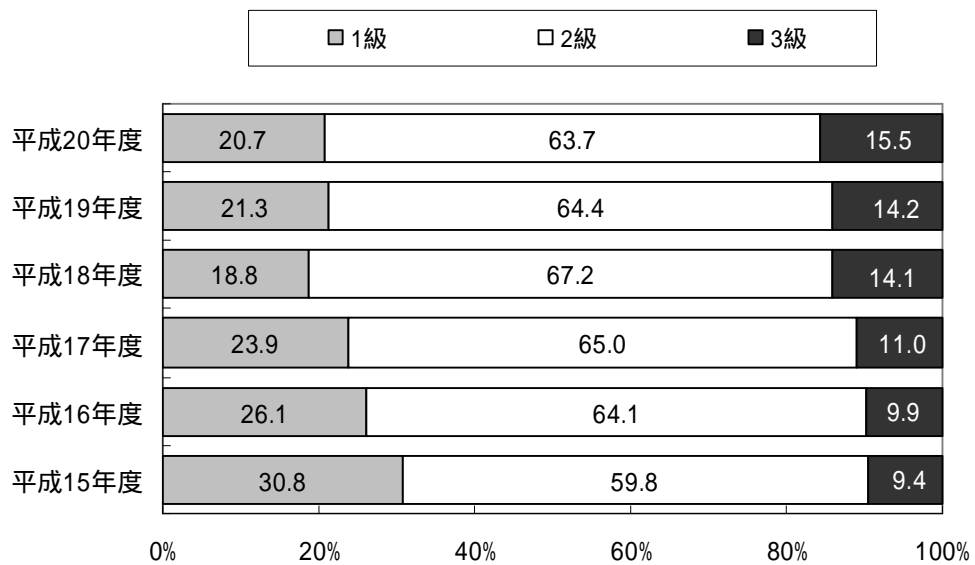
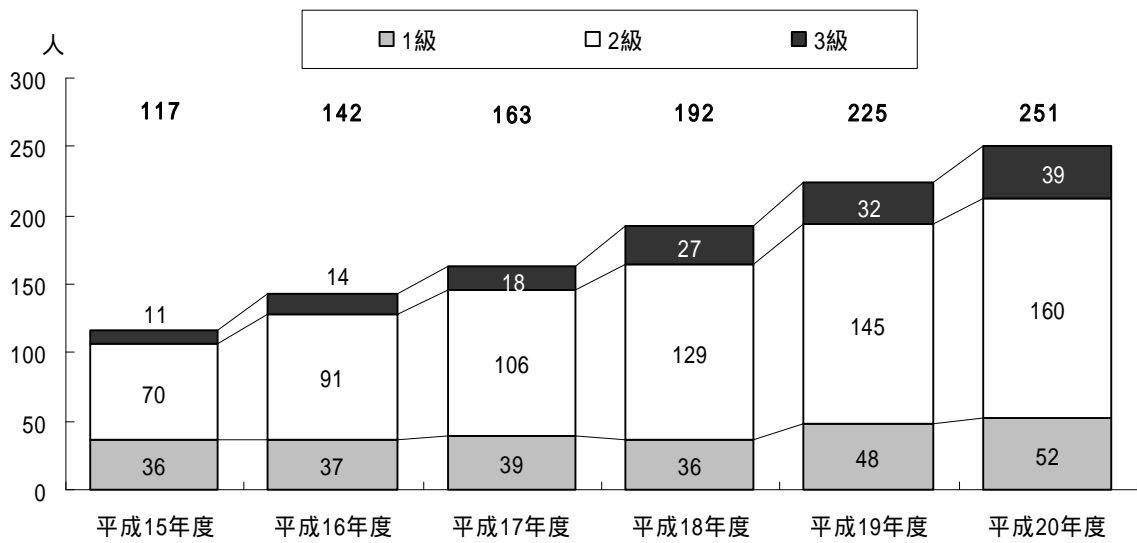
精神障害者保健福祉手帳所持者は、総数及び等級別人数ともに年々増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数及び構成比の推移

単位：(上段)人、(下段)%

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1級	36	37	39	36	48	52
	30.8	26.1	23.9	18.8	21.3	20.7
2級	70	91	106	129	145	160
	59.8	64.1	65.0	67.2	64.4	63.7
3級	11	14	18	27	32	39
	9.4	9.9	11.0	14.1	14.2	15.5
合計	117	142	163	192	225	251

各年度3月末時点、平成20年のみ9月29日時点の数値



２．ヒアリング調査からみる現状

藤井寺市障害福祉計画（第２期計画）策定のために、市内の障害者団体、サービス提供事業所へのヒアリング調査を実施しました。その中から見えてくる藤井寺市の障害者を取り巻く現状や課題、要望などを以下にまとめています。

（１）雇用・就労に関して

- ・藤井寺市内には企業が少なく、障害者の働く場の受け皿がない。
- ・公共機関での障害者雇用を増やしてほしい。正社員でなくても、パート・アルバイト形式の職場でもよい。清掃、広報板の定期的な張替えの委託、植物の管理などを施設に委託している自治体もある。
- ・体験学習や公共職での実習受け入れ等を行うなど、市としてバックアップ体制を整えてほしい。
- ・自治体は企業に対して障害者の雇用についてのPRに取り組んでほしい。
- ・雇用形態に複数登録制を取り入れるなど、精神障害者が働ける体制がほしい。

（２）広報・情報に関して

- ・施設が存在が障害者に知られていない。
- ・障害者へ必要な情報が届いていない。
- ・市の広報への要望として、毎月、紙面の決まった場所を見れば障害者に関する情報が把握できるよう、障害者のために紙面を割いてほしい。
- ・市のホームページから、市内の障害者施設へリンクできるようにしてほしい。
- ・相談窓口の明確化が求められている。

（３）市の障害福祉サービス基盤について

- ・認定調査を受けサービス量が決定しても、そのサービスを提供している事業所が少ないために、行動援護、重度訪問介護等利用できない人が多い。
- ・ホームヘルプ事業の拡大と充実、ショートステイの充実が求められる。
- ・短期入所（ショートステイ）については、緊急時に一時預ってほしいという要望が最も強い。

（４）自立支援法施行後の利用者の動向について

- ・成人はヘルパーとかかわることによって親離れ、子離れの成果が大きい。社会参加を積極的にするようになった。
- ・児童は他事業所の減少・閉鎖のため、受け皿が減少した。
- ・入所利用者の減、通所利用者の増。

- ・自立支援法が施行されたことにより、障害者本人と家族の「自立」意識が高まったかどうかは疑問である。

(5) 事業所の課題について

- ・施設の運営は、日々の利用者数に左右され、利用者が休むと収益が減るので、運営は苦しく、以前の状態に戻してほしいと思う。
- ・収入が安定せず、国や府からの仕事は増やされ、長期計画がなかなか立てられない。
- ・財政的に困難である（運営補助の増額は急務）。
- ・単価が低いため、人材が流出する。
- ・サービス利用者の仕事の確保が困難である。
- ・三障害統一で、知的障害者の中では精神障害者の居場所がなくなった。
- ・新体系への移行に対する経営上の不安がある（日割り計算となり、収入が不安定になる）。

(6) 新体系への移行予定や新サービス参入に関して

- ・自立支援法の施行以降、新体系移行に向け総合的に検討してきたが、利用者及び管理者等の人的問題や財務事情等、作業所の実情から当制度をクリアするには移行は極めて厳しいと判断、断念せざるを得ない状況である。
- ・現在、ガイドヘルプサービスを実施しており、60名の利用がある。加えて、平成21年4月より、福祉有償運送サービスを開始予定である。
- ・現在は内部障害者更生施設だが、救護施設（生活保護法に基づく）を検討中である。現在の通所部は自立支援法に則った身障通所施設として残す。今後、新たに生活介護と自立訓練（機能訓練）または生活介護だけを実施するかどうかを模索中である。機能訓練を実施するには、ハード面での施設基準を満たすことが求められる（まだ、府とは未協議である）。
- ・現在は就労移行支援を行っているが、実績は2年間で1名のみの移行である。平成21年度は就労継続支援B型と生活介護を加える予定である。
- ・住み慣れた地域に受け入れ先がほしいので、ショートステイとグループホーム事業を自ら実施しようと手を着けたところである。チャリティをやって、資金集めをしている。
- ・平成21年4月の新体系（就労継続支援B型）への移行は見送る。具体的時期については未定。新規利用者を増やしていかないと運営が厳しい。
- ・現在の地域活動支援センター型は人数が多ければ継続可能だが、現在の人数では返上することになるだろう。平成21年度以降は、就労継続支援B型と生活介護に移行する予定である。
- ・現在は、就労継続支援A型だが、平成21年度は就労移行支援も追加する。
- ・平成21年度以降も現状維持でいく。

(7) その他

- ・応益負担になり、障害の重い軽いに応じて費用負担が異なるのには疑問を感じる。

3 . 障害福祉サービス等の進捗状況

障害福祉計画（第1期計画 平成18年度～平成20年度）で見込んだ障害福祉サービスのサービスごとの見込量（計画値）と計画期間における利用実績（実績値）を比較し、サービスの利用状況を示すとともに、利用実績の少ないサービスについて本市の課題を検証します。

表の単位の見方

人/月：月間当たりの利用者数

時間分/月：月間の利用者数×1人1月当たりの平均利用時間

人日分/月：月間の利用者数×1人1月当たりの平均利用日数

人分/月：月間の平均利用者数

人/年：年間の利用者総数（平成20年度は年度途中のため年間見込み数を示す。）

時間/年：年当たりの利用時間総数

人日分/年：年間の利用者数×年間の利用日数

数値の見方

・数値は少数点以下を四捨五入して整数表示しています。

(1) 訪問系サービスの状況

訪問系サービスのうち、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援は、平成18年10月からの障害者自立支援法の施行とともに新たに始まったサービスです。そのため、それ以前の実績がないため、第1期計画における見込量の算出に当たっては、計画策定時に行ったアンケート調査の利用意向などを勘案し、居宅介護を含む4つのサービスを合わせた見込量を障害種別ごとに出しています。利用増となることを想定していましたが、精神障害者のサービス利用が平成19、20年度実績で計画値を上回っている以外は、それほどの利用増には至っていません。

サービス区分ごとに提供状況を見ると、重度障害者等包括支援は利用がないものの、それ以外のサービスについては計画値を下回っていますが、年々利用実績は増加傾向にあります。課題としては、居宅介護事業所のヘルパーの確保、特に夜間や緊急時に対応ができるヘルパーの確保が極めて難しいことなどが挙げられます。

居宅介護、 重度訪問介護、 行動援護、 重度障害者等包括支援

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
身体障害者	時間分/月	1,945	742	2,128	1,475	2,383	1,468	3,055
知的障害者	時間分/月	304	69	361	267	412	114	455
障害児	時間分/月	28	0	32	10	37	30	56
精神障害者	時間分/月	220	109	242	287	253	336	278
合計	時間分/月	2,497	920	2,763	2,039	3,085	1,948	3,844

サービス区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	第1期計画値
居宅介護	人/月	63	30	71	66	82	67	
	時間分/月	1,947	707	2,183	1,604	2,475	1,579	
重度訪問介護	人/月	4	2	4	3	4	2	
	時間分/月	430	183	430	335	430	363	
行動援護	人/月	1	1	2	2	3	1	
	時間分/月	120	30	150	100	180	6	
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	
	時間分/月	0	0	0	0	0	0	
合計	人/月	68	33	77	71	89	70	
	時間分/月	2,497	920	2,763	2,039	3,085	1,948	3,844

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

(2) 日中活動系サービスの状況

日中活動系サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童デイサービスは、第1期計画で新体系への移行を見込んでいたサービス提供事業所の移行が進んでいない現状があり、全般的に利用実績が計画値を下回っています。

就労移行支援は、平成19年度実績で身体障害者の実績値が計画値を上回っていますが、実際に一般企業への就労には結びついていません。

療養介護については実績がありません。

児童デイサービスは、サービス提供事業所が市内にないため、目標値には至っていませんが、潜在的需要は高いため、利用しやすい環境整備をしていく必要があります。

短期入所（ショートステイ）の計画値は、過去の実績の伸びやアンケートの利用意向を勘案して設定をしましたが、実績値は計画値を下回っています。現在、府内でも少ない精神障害者の短期入所ができる事業所を増やしていくことが今後の課題です。

旧法施設支援は、平成23年度末までに新サービス体系に移行するという経過措置が設けられている旧法施設において行われる日中活動系サービスです。そのため、実績値が計画値の数字を下回るほど新サービス体系への移行が進んでいることとなりますが、当初の想定よりも新サービス体系への移行が進んでいない結果となっています。

生活介護

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
身体障害者	人日分/月	130	0	448	159	645	225	1,050
知的障害者	人日分/月	0	15	1,393	92	1,924	174	2,814
精神障害者	人日分/月	0	0	116	0	159	0	228
合計	人日分/月	130	15	1,957	251	2,728	399	4,092

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
身体障害者	人日分/月	0	0	60	10	82	21	112
知的障害者	人日分/月	0	0	75	0	106	0	149
精神障害者	人日分/月	0	0	65	0	96	0	152
合計	人日分/月	0	0	200	10	284	21	413

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

就労移行支援

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
身体障害者	人日分/月	0	0	33	40	54	40	96
知的障害者	人日分/月	0	0	963	635	978	751	269
精神障害者	人日分/月	0	0	61	0	88	20	134
合計	人日分/月	0	0	1,057	675	1,120	811	499

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）

単位：人日分/月

障害区分	サービス区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	第1期計画値
身体障害者	A型	0	0	0	0	8	0	54
	B型	0	3	61	26	113	0	278
知的障害者	A型	0	0	0	0	27	46	161
	B型	30	25	124	60	203	93	1,373
精神障害者	A型	0	0	8	0	27	0	104
	B型	0	0	66	0	113	0	264
合計	A型	0	0	8	0	62	46	319
	B型	30	28	251	86	429	93	1,915

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

療養介護

区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	第1期計画値
療養介護	人分/月	0	0	3	0	3	0	3

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

児童デイサービス

区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	第1期計画値
児童デイサービス	人日分/月	13	6	15	12	17	4	21

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

短期入所（ショートステイ）

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	第1期計画値
身体障害者	人日分/月	53	53	55	42	57	49	60
知的障害者	人日分/月	127	34	146	48	167	113	253
障害児	人日分/月	12	4	14	6	15	16	17
精神障害者	人日分/月	0	0	0	0	0	0	0
合計	人日分/月	192	91	215	96	239	178	330

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

旧法施設支援

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
身体障害者	人日分/月	594	820	437	1,034	279	798	0
知的障害者	人日分/月	2,442	2,236	1,369	1,307	846	920	0
精神障害者	人日分/月	572	0	458	381	327	700	0
合 計	人日分/月	3,608	3,056	2,264	2,722	1,452	2,418	0

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

(3) 居住系サービスの状況

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は、は市内に事業所がありませんが、南河内北障害福祉圏域における事業所利用などで、各年度ともに計画値を上回る利用実績があります。

施設入所支援については、新体系の施設整備が進んでいない中で、計画値を大幅に下回っています。

平成23年度末までに新サービス体系に移行するという経過措置が設けられている旧法施設入所は、日中活動系サービスの旧法施設支援と同様、実績値が計画値の数字を下回るほど移行が進んでいることとなります。平成18年度は計画値を大きく下回りましたが、平成19、20年度はあまり進んでおらず、計画値を上回っています。

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
身体障害者	人分/月	0	0	0	0	0	0	2
知的障害者	人分/月	14	18	16	21	19	23	27
精神障害者	人分/月	8	5	9	7	10	7	12
合 計	人分/月	22	23	25	28	29	30	41

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

施設入所支援

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	
身体障害者	人分/月	0	0	13	3	19	3	26
知的障害者	人分/月	0	0	30	2	40	8	50
精神障害者	人分/月	0	0	0	0	0	0	0
合 計	人分/月	0	0	43	5	59	11	76

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

旧法施設入所

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	
身体障害者	人分/月	25	20	11	21	7	19	0
知的障害者	人分/月	92	49	43	40	24	32	0
精神障害者	人分/月	0	0	0	0	0	0	0
合 計	人分/月	117	69	54	61	31	51	0

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

(4) 相談支援(サービス利用計画作成)の状況

相談支援(サービス利用計画作成)については、利用できる対象者が限定されているため、実績はほとんどありません。

全国的に見ても実績が極めて少ないことから、国では、入所や入院中の方々を含めるなど、対象者を拡大する方向性が示されています。

相談支援(サービス利用計画作成)

障害区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
身体障害者	人分/月	0	0	2	0	3	1	6
知的障害者	人分/月	0	0	3	1	5	1	10
精神障害者	人分/月	0	0	5	0	7	0	14
合 計	人分/月	0	0	10	1	15	2	30

平成20年度の実績値は平成20年7月分の実績を示す

(5) 地域生活支援事業の状況

本市が実施している「地域生活支援事業」には、以下の事業があります。

事業類型	実施事業
必須事業	相談支援事業 コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
その他の事業	日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 更生訓練費支給事業 生活支援事業

相談支援事業については、本市が属する南河内北障害福祉圏域の実情を反映した計画値を設定しました。住宅入居等支援（居住サポート）事業は実績がありませんが、それ以外は計画値どおりの実績となっています。ただし、相談支援事業に関しては、平成 18 年度は障害の種別ごとに委託しておりましたが、平成 19 年度に市内の事業所に三障害すべての相談事業を委託したため、箇所数が減少しています。

コミュニケーション支援事業の計画値は、身体障害者手帳所持者数から見込んで設定しましたが、実績は計画値を下回っています。

日常生活用具給付事業の計画値は、過去の給付実績及び身体障害者手帳所持者数の増加に基づいて設定しましたが、実績は計画値を下回っています。

移動支援事業の計画値は、第 1 期計画策定時の現況サービスの実績の確保を前提として設定しましたが、計画値を大幅に上回る実績がありました。

地域活動支援センター事業の計画値は、事業所の新体系サービスへの参入意向や利用者ニーズ等を勘案しながら、南河内北障害保健福祉圏域における小規模通所授産施設、福祉作業所、デイサービス事業、短期入所における日中受け入れ、精神障害者地域生活支援センターの利用者の状況等を踏まえて設定しました。基礎的事業と機能強化事業の 型、型の設置箇所数は計画値を達成しています。

その他の事業のうち、日中一時支援事業は、年々利用者は増えていますが、実績は計画値を下回っています。

訪問入浴サービス事業、更生訓練費支給事業、生活支援事業については、第 1 期計画で数値目標（計画値）を設定していません。実績をみると、訪問入浴サービス事業は実績がありませんが、更生訓練費支給事業、生活支援事業は、年々、実績が伸びてきています。

必須事業

相談支援事業

単位：箇所

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	第1期計画値
援相 事談 業支	障害者相談支援事業	3	3	3	1	3	1	3
	地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援 (居住サポート)事業		1	0	1	0	1	0	1
成年後見制度利用支援事業		1	1	1	1	1	1	1

コミュニケーション支援事業

事業名	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	第1期計画値
手話通訳	人日分/年	50	45	100	23	100	60	100
要約筆記	人日分/年	6	2	12	0	12	0	12

日常生活用具給付事業

事業名	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	第1期計画値
介護・訓練支援用具	件/年	12	7	15	7	15	4	15
自立生活支援用具	件/年	16	18	32	7	32	10	32
在宅療養等支援用具	件/年	15	7	29	10	29	7	29
情報・意思疎通支援用具	件/年	17	16	34	9	34	16	34
排泄管理支援用具	件/年	258	51	552	394	588	900	696
住宅改修費	件/年	3	0	5	0	5	2	5

移動支援事業

障害区分	サービス区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	
身体障害者	人/年	420	396	966	636	1,062	705	1,168
	時間/年	7,980	7,933	18,354	24,427	20,189	27,351	22,208
知的障害者	人/年	320	324	368	456	404	506	537
	時間/年	8,937	6,491	20,555	18,544	22,610	19,674	24,871
障害児	人/年	424	396	975	432	1,072	448	1,427
	時間/年	7,022	7,933	15,448	13,594	16,993	17,275	18,692
精神障害者	人/年	18	21	41	36	45	25	60
	時間/年	210	420	483	472	531	960	584
合計	人/年	1,182	1,137	2,350	1,560	2,583	1,684	3,192
	時間/年	24,149	22,777	54,840	57,037	60,323	65,260	66,355

地域活動支援センター事業

区分	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 第1期 計画値	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値		
基礎的事業	箇所	1	1	3	3	4	3	4	
地域活動支援センター 機能強化事業	型	箇所	1	1	1	1	1	1	1
		人/年	2,376	3,262	5,280	4,077	5,280	5,096	5,280
	型	箇所	0	0	1	1	1	1	1
		人/年	0	0	3,600	1,095	3,600	805	3,600
	型	箇所	0	0	1	1	2	1	2
		人/年	0	0	3,268	3,380	6,072	3,900	6,600

その他の事業

日中一時支援事業

事業名	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	第1期計画値
日中一時支援事業	箇所	8	9	10	9	10	9	10
	人/年	45	51	90	79	100	86	110

訪問入浴サービス事業、 更生訓練費支給事業、 生活支援事業

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		実績値	実績値	見込値
訪問入浴サービス事業	件/年	0	0	0
更生訓練費支給事業	人/年	94	145	157
生活支援事業	人/年	36	44	46

4 . 第 1 期計画における数値目標の進捗状況

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

第 1 期計画では、平成 1 7 年 1 0 月 1 日現在の施設入所者数 69 人のうち 16 人(23.2%) が地域移行し、施設入所者の 6 人(8.7%) を削減して、平成 2 3 年度時点の施設入所者数を 63 人とする目標値を設定しました。

施設入所者の削減については、平成 2 0 年 4 月 1 日現在の実績は 8 人(11.6%) となっており、目標を達成しています。8 人の削減数のうち、7 人(10.1%) が地域生活への移行をしています。

項目	平成 17 年 10 月 1 日現在	平成 20 年 4 月 1 日現在	平成 23 年度 (目標年度)
施設入所者数	69 人	61 人	63 人
地域生活移行者数		7 人(10.1%)	16 人(23.2%)
削減数		8 人(11.6%)	6 人(8.7%)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

第 1 期計画では、10 人の退院可能な精神障害者のうち、9 人(90%) を退院させるという目標値を設定しました。平成 1 9 年度までに退院した人は 5 人(50%) となっています。

項目	第 1 期計画時	平成 19 年度	平成 23 年度 (目標年度)
退院可能な入院者数	10 人	5 人	
削減数		5 人(50%)	9 人(90%)

(3) 福祉施設から一般就労への移行

第 1 期計画では、福祉施設から一般就労への移行について、平成 2 3 年度目標値を 8 人と設定しました。平成 1 9 年度の実績は 4 人(200%) となっています。一般就労へ移行した 4 人の障害種別は、知的障害者 1 人、精神障害者 3 人で、雇用形態はパートです。

項目	平成 17 年度 10 月 1 日現在	平成 19 年度	平成 23 年度 (目標年度)
一般就労移行者数	2 人	4 人(200%)	8 人(400%)

第3章 第2期計画の基本方向

1. 障害福祉計画の基本理念

障害福祉計画では、次の3つが基本理念として定められています。

1. 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害者が必要としているサービスを受けながら、暮らしたい場所で暮らしていけるように、サービスの提供体制の整備を推進します。

2. 市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体を、市を基本とする仕組みに統一するとともに、これまで身体障害、知的障害、精神障害に分かれていた制度を一元化し、どの障害者も等しくサービスを受けることができるように、サービスの整備を推進します。

3. 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の「自立」を支援するため、施設への入所から地域への生活に移行していけるように、また、障害者の就労を支援していけるように、地域の社会資源を最大限に活用し、新たな課題に対応できる体制の整備を推進します。

2. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市は、国の基本指針に即した次の基本的な考え方に基づき、サービス提供体制の確保に努めていきます。

1. 住み慣れた自宅等での自立した生活に必要なサービスを保障するため、訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）の充実を図ります。
2. 地域での自立した生活に必要なサービスを保障するため、身体機能や生活に必要な訓練、就労に向けた訓練を行う日中活動の場の充実を図ります。
3. 地域での自立した生活に必要なサービスを保障するため、一般就労（企業などでの就労）が困難な人などを対象とする創作的活動や生産活動の場とともに、地域との交流などを図る日中活動の場の充実を図ります。
4. 施設入所から地域での生活への移行を進めるために、居住の場としてのグループホームやケアホーム等の確保を図ります。
5. 福祉施設から一般就労（企業などでの就労）への移行を進めるために、就労移行支援事業等の推進をはじめ、雇用と福祉の連携による就労支援を図ります。

3 . 平成 23 年度の目標値の設定

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針で、平成17年10月時点の対象施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行し、これにあわせて平成23年度末の全施設入所者数を平成17年10月時点の施設入所者数から7%以上削減することが基本とされています。

平成17年10月現在、本市が援護者である福祉施設に入所している人は69人となっており、そのうち、15人(21.7%)が地域に移行するとともに、入所待機者の動向等も勘案した結果、平成23年度末の施設入所者数を10人(14.5%)削減することを目指します。

項目	数 値	考え方
現入所者数	69 人	平成17年10月1日の人数 (A)
目標年度入所者数	59 人	平成23年度末時点の利用見込み (B)
平成23年度末までの 目標値(削減見込数)	10 人	$(A) - (B) = (C)$
	14.5%	(A)の7%以上削減 $(C) / (A)$
平成23年度末までの 目標値(地域移行数)	15 人	地域移行者数(D)
	21.7%	$(D) / (A)$

削減見込数(C)と地域移行数(D)の数字が異なるのは、あらたに施設入所する人数(5人の新規入所者)を勘案していることによる。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

地域での受け入れ条件が整えば病院から退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における退院可能な精神障害者の入院数の減少に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針で、平成24年度までに退院可能な精神障害者の解消を目指すことが基本とされています。

本市の退院可能精神障害者は、第1期計画で平成23年度目標を9人と設定しましたが、第2期計画においても、第1期計画と同じ目標値を設定し、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」等を通じて府と連携を図りつつ、平成24年度までに退院可能な精神障害者を解消することを目指します。

精神障害者地域移行支援特別対策事業

障害福祉計画に基づく退院可能精神障害者の地域移行及び医療計画に基づく精神病床の削減の着実な達成を目指すために、平成20年度から従来の精神障害者退院促進支援事業を見直し、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として、障害福祉計画上に位置づけられました。

項目	数値	備考
現在数	10人	現在(第1期計画時)の退院可能な精神障害者数
平成23年度目標値 (減少数)	9人	平成18年度から平成23年度末までに退院をめざす数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成23年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針で、一般就労への移行者を平成17年度の人数の4倍以上を目指すことが基本とされています。

本市においては、第1期計画で平成23年度目標を8人(400%)と設定しましたが、第2期計画においても、第1期計画と同じ目標値を設定します。

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した数
平成23年度目標値 (一般就労移行者数)	8人	平成23年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

第4章 障害福祉サービス等の見込み

本市は、平成23年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービス及び相談支援の各サービスについて、第1期計画（平成18年度～平成20年度）のサービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成21年度から平成23年度までの各年の必要なサービス見込量を設定し、その確保に努めていきます。

表の見方について

第2期計画では、各年度の計画値において、サービスの「量」と「利用者数」の見込みを併記しています。表の上段は利用者数（人）、下段は利用量（時間分または人日分）を示しています。

なお、「人分」（＝利用者数）で見込むサービスについては、「利用者数」と「量」は同じであるため、「人分」のみを示しています。

また、各表における単位と数値の見方は、表ごとに個別の注釈がない限り、以下のようになっています。

表の単位の見方

人/月：月間当たりの利用者数

時間分/月：月間の利用者数×1人1月当たりの平均利用時間

人日分/月：月間の利用者数×1人1月当たりの平均利用日数

人分/月：月間の平均利用者数

時間/年：年当たりの利用時間総数

数値の見方

- ・見込量の数値は少数点以下を四捨五入して整数表示しています。

1. 障害福祉サービス及び相談支援の見込量設定

(1) 訪問系サービス

居宅介護、 重度訪問介護、 行動援護、 重度障害者等包括支援

サービス区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	人/月	78	85	94
	時間分/月	1,836	1,996	2,211
重度訪問介護	人/月	2	3	3
	時間分/月	363	363	545
行動援護	人/月	5	10	15
	時間分/月	75	150	225
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
訪問系合計	人/月	85	98	112
	時間分/月	2,274	2,509	2,981

居宅介護

障害区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	人/月	55	60	65
	時間分/月	1,293	1,410	1,528
知的障害者	人/月	7	9	11
	時間分/月	151	194	237
障害児	人/月	1	1	2
	時間分/月	30	30	60
精神障害者	人/月	15	15	16
	時間分/月	362	362	386
合計	人/月	78	85	94
	時間分/月	1,836	1,996	2,211

見込量の算出方法

居宅介護

三障害ともに、現在、在宅のサービス未利用者のうち利用ニーズを有する人及び施設からの地域移行者の増加を見込み、現状の利用時間数を基準に見込量を算出しています。

重度訪問介護

現在の利用者数が少ないため、23年度に身体障害者の在宅新規利用者1名の増加を見込み、現状の利用時間数を基準に見込量を算出しています。

行動援護

現在の利用者数が少なく、サービス提供事業所数も少ないことから、今まで実績がなかったのですが、平成21年度中に市内事業所が新たにサービス提供を行うため、若干の増加を見込み、現状の利用時間数からの伸びを勘案して見込量を算出しています。

重度障害者等包括支援

これまでに実績がなく、サービス提供事業所も少ないことから、見込量は算出していません。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

障害区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	人/月	18	23	39
	人日分/月	303	400	666
知的障害者	人/月	23	30	47
	人日分/月	391	510	799
精神障害者	人/月	2	4	7
	人日分/月	40	86	144
合 計	人/月	43	57	93
	人日分/月	734	996	1,609

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練
身体障害者	人/月	1	0	2	0	3	0
	人日分/月	27	0	34	0	54	0
知的障害者	人/月	0	1	0	1	0	2
	人日分/月	0	6	0	12	0	32
精神障害者	人/月	0	1	0	1	0	1
	人日分/月	0	2	0	4	0	10
合 計	人/月	1	2	2	2	3	3
	人日分/月	27	8	34	16	54	42

就労移行支援

障害区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	人/月	3	5	8
	人日分/月	69	104	167
知的障害者	人/月	5	8	11
	人日分/月	100	160	220
精神障害者	人/月	2	2	3
	人日分/月	40	42	68
合 計	人/月	10	15	22
	人日分/月	209	306	455

就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		A 型	B 型	A 型	B 型	A 型	B 型
身体障害者	人/月	3	5	5	9	9	14
	人日分/月	53	82	105	170	180	255
知的障害者	人/月	21	43	39	59	44	72
	人日分/月	412	817	774	1,003	881	1,224
精神障害者	人/月	1	2	2	38	3	39
	人日分/月	19	31	41	689	68	709
合 計	人/月	25	50	46	106	56	125
	人日分/月	484	930	920	1,862	1,129	2,188

見込量の算出方法

日中活動系サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の見込量算出の基本的な考え方としては、現在の新体系サービス利用者に加えて、府立入所施設や民間入所施設からの地域移行者、退院可能な精神障害者、現在旧法の入所施設利用者のうち新体系サービスへ移行した障害者支援施設の利用者、現在旧法通所施設の利用者、現在小規模通所授産施設及び福祉作業所の利用者、支援学校からの新規卒業者、在宅のサービス未利用者のうち利用ニーズを有する人の人数等の増加を見込んで、現在の日中活動系のそれぞれのサービスの利用比率から算出しています。また、平成20年11月に市内の8事業所に対して実施したヒアリング調査による平成21年度以降の事業所の動向も参考にしています。

療養介護

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	人分/月	0	0	0

児童デイサービス

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	人/月	3	5	7
	人日分/月	15	25	35

短期入所（ショートステイ）

障害区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	人/月	6	7	7
	人日分/月	46	54	60
知的障害者	人/月	10	11	15
	人日分/月	77	85	116
障害児	人/月	3	3	3
	人日分/月	16	16	17
精神障害者	人/月	1	1	1
	人日分/月	6	6	6
合 計	人/月	20	22	26
	人日分/月	145	161	199

旧法施設支援

障害区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	人/月	21	18	0
	人日分/月	703	570	0
知的障害者	人/月	13	10	0
	人日分/月	800	600	0
精神障害者	人/月	35	0	0
	人日分/月	700	0	0
合 計	人/月	69	28	0
	人日分/月	2,203	1,170	0

上段：旧法通所施設の当該年度の利用者数の総計

下段：旧法通所施設と旧法施設入所の日中活動系サービスの利用日数の総計

見込量の算出方法

療養介護

需要が顕在化していないことから、第2期計画では見込量を設定していません。

児童デイサービス

これまでの利用実績及び新規ニーズを想定して、第2期計画では、第1期計画より見込量を増やしています。

短期入所

過去2年間の利用者の推移を基に見込量を算出しています。

なお、平成23年度に旧体系のサービス利用者が短期入所を利用することを予測して、現状より緩やかな増加を見込み、現状の利用時間数を基準に見込量を算出しています。

旧法施設支援

平成23年度末までに新サービス体系に移行することになっているため、平成23年度末の見込量はゼロとなりますが、ヒアリング調査の結果からみても、早い時期の移行が困難な事業所があるため、最終年度である平成23年度に移行が集中すると想定して算出しています。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

障害区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	人分/月	0	1	2
知的障害者	人分/月	25	30	37
精神障害者	人分/月	8	10	13
合計	人分/月	33	41	52

施設入所支援

障害区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	人分/月	6	10	23
知的障害者	人分/月	12	18	36
精神障害者	人分/月	0	0	0
合計	人分/月	18	28	59

旧法施設入所

障害区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	人分/月	16	12	0
知的障害者	人分/月	27	20	0
精神障害者	人分/月	0	0	0
合 計	人分/月	43	32	0

見込量の算出方法

共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）

現在の利用者に加えて、府立入所施設からの地域移行希望者、民間入所施設からの地域移行希望者、退院可能な精神障害者、現在福祉サービスを受けておらず、今後新規発生が見込まれる居住系サービス（グループホーム・ケアホーム）利用予定者を想定して算出しています。

施設入所支援

現在のサービス利用者、現在旧体系の入所施設利用者のうち新体系サービスへ移行した障害者支援施設を利用する人、在宅のサービス未利用者のうち利用ニーズを有する人を想定して算出しています。

旧法施設入所

平成23年度末までに新サービス体系に移行することになっているため、平成23年末の見込量はゼロとなるべきですが、ヒアリング調査結果からみても、早い時期の移行が困難な事業所があるため、最終年度である平成23年度に移行が集中すると想定して算出しています。

（４）相談支援（サービス利用計画作成）

事業名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画作成	人分/月	5	15	25

見込量の算出方法

見込量は、過去の実績を基に算出しています。

第2期計画の見込量算出にあたっては、第1期計画の見込量を下方修正しています。

2．サービス見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

居宅介護については、利用者数の増加を見込んでおり、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めていきます。

なお、三障害が共通の制度のもとでサービス提供が行われることを踏まえつつ、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実に努めていきます。また、夜間や緊急時に対応ができるサービス提供事業所の確保に努めます。

また、重度訪問介護や行動援護、重度障害者等包括支援については、サービスの対象者の適切な把握に努め、ニーズに応じたサービス提供事業所の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるよう、日中活動系サービスを行う事業所を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業所等の把握に努め、多様な事業所の参入を促進します。

また、就労移行支援や就労継続支援については、利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設と関係機関、企業などの連携のもとで、工賃の確保にも留意していきます。さらに、潜在的需要が高い児童デイサービスをはじめ、生活介護や短期入所など、そのほかの日中活動系サービスについても、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、事業所による整備を促進するとともに、事業所へ必要な支援を行っていきます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成）

相談支援については、地域生活支援事業により実施される相談支援事業などを通じて、サービス利用計画作成を必要とする人の適切な把握に努めます。

3 . 地域生活支援事業の見込量設定

(1) 必須事業

相談支援事業

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		実施の有無	有	有	有

見込量の算出方法

「相談支援事業」全般について、見込量は、本市が属する南河内北障害福祉圏域の実情を反映した数値となっています。

コミュニケーション支援事業

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳派遣事業	実利用者	16	17	17
要約筆記派遣事業	実利用者	1	2	2
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2

単位が第1期計画の「人日分/年」から、第2期計画では「実利用者」と変わっています。

見込量の算出方法

「手話通訳派遣事業」は、これまでの実績の伸びを反映して、見込量を算出しています。また、「要約筆記」は、需要が顕在化していないことから、第1期計画の見込量を目標値とします。

「手話通訳者設置事業」は聴覚障害者等の相談等に当たるため、手話通訳者を市役所や福祉事務所に置く事業で、第2期計画から数値目標を掲げています。

日常生活用具給付事業

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	件/年	9	10	11
自立生活支援用具	件/年	14	21	18
在宅療養等支援用具	件/年	20	25	30
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	13	15
排泄管理支援用具	件/年	600	630	660
住宅改修費	件/年	1	1	1

見込量の算出方法

第1期計画の実績を基に見込量を算出しています。

移動支援事業

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	実利用者	70	75	80
	時間/年	30,270	32,421	34,725
知的障害者	実利用者	55	60	65
	時間/年	22,980	24,613	26,362
障害児	実利用者	30	35	40
	時間/年	16,846	18,043	19,325
精神障害者	実利用者	5	10	15
	時間/年	500	536	574
合 計	実利用者	160	180	200
	時間/年	70,596	75,613	80,986

見込量の算出方法

第1期計画の実績を踏まえ、さらに増加することを予測して、見込量を算出しています。

地域活動支援センター事業

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的事業	実施見込箇所数	箇所	2	2	3
	利用見込者数	実利用者	70	80	120
機能強化事業	型	箇所	1	1	1
	型	箇所	1	1	1
	型	箇所	0	0	1

見込量の算出方法

「基礎的事業」については、過去2年間の実績の伸びが今後も続くと予測して、見込量を算定しています。「機能強化事業」の 型及び 型については、南河内北障害福祉圏域の実情から判断した数値となっています。 型については、市内にある通所授産施設が平成23年度に新体系サービスへ移行することを予測した見込量となっています。

(2) その他の事業

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	実利用者	8	39	45
訪問入浴サービス事業	実利用者	3	3	5
更生訓練費支給事業	給付対象数	15	15	16
生活支援事業	実利用者	5	6	7

見込量の算出方法

第1期計画の実績を踏まえ、さらに増加することを予測して、見込量を算出しています。ただし、日中一時支援事業に関しては、平成21年度より新たにサービスの提供体制を整備し、平成22年度から提供を開始するため、その増加分を見込んでおります。

4．事業見込量確保のための方策

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者本人、障害児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。また、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整など、障害者などの権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援体制の充実に向けて、地域自立支援協議会において、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、地域の関係機関の連携強化に努めます。さらに、成年後見制度利用支援事業の活用促進により、権利擁護に努めます。

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業については、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の確保に努め、サービスの提供体制の整備に努めるとともに、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。また、聴覚障害者等の相談等に当たるため、手話通訳者設置事業を実施します。

(3) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業については、事業の周知を図るとともに、障害特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(4) 移動支援事業

移動支援事業については、障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、新たなサービス提供事業所の参入の促進に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、障害特性に応じた活動の場の充実とともに、活動内容の充実に努め、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。

(6) その他の事業

その他の事業についても、相談支援事業などを通じて、事業対象者の適切な把握と事業の周知に努め、障害者やその家族による事業活用を促進するとともに、日中一時支援事業については、サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

第5章 地域における生活支援の充実

1．障害や障害のある人に対する理解の促進

障害者自立支援法では、地域生活への移行と一般就労に比重が置かれていますが、これらを進めていく上では、地域や職場における障害や障害のある人への理解が課題となっています。

今後も地域や職場において障害や障害のある人への理解が深まるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、地域社会や企業などに働きかけていきます。

2．制度及びサービス内容の周知と普及

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度やサービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報や市ホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知させるなど、制度の普及と定着に努めていきます。

3．利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

(1) ケアマネジメントの構築

利用者の意思に基づきサービスが提供されるためには、サービス利用計画作成におけるケアマネジメントの制度化を図る必要があります。

そこで、障害のある人や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定がなされるよう、ケアマネジメントの構築を図っていきます。

(2) 訪問系サービスの充実

障害のある人が地域で生活していくには、必要なサービスを身近な地域で受けられることが大切です。特に、精神障害においては今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや、退院促進を図るといったことから、居宅生活を支援していくための基盤整備を進めることが重要です。

そのため、今後もさまざまな需要に対応し、地域での生活を支えていくために居宅介護をはじめとする訪問系サービスを充実し、適切なサービス提供に努めます。

(3) 日中活動系サービスの充実

障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所サービス、さらには地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実を図っていきます。

(4) サービスの質的向上

今後、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることから、施設や事業所のネットワークを構築し、情報の共有などを行っていきます。また、研修などのさまざまな機会を通じて、障害特性への理解を深めるなど、人材の育成と資質の向上を図っていきます。

4. 相談体制の充実

(1) 重層的な相談支援体制の構築

ヒアリング調査結果でも、「相談窓口の明確化」、「何でも気軽に相談できる相談窓口」との回答が多く、相談体制の充実が求められています。

また、相談体制としては、緊急な状況への対応や地域での連携のもと、ライフステージごとに途切れない連続した相談など、多種多様な相談機能が求められています。

地域のさまざまな相談機能を活かしつつ、連携しながら対応できるよう、総合的な相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築していきます。

(2) 相談支援に携わる人材の育成と確保

障害者自立支援法の施行により、生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員、社会福祉士、職員の地域における役割は重要となっています。

また、相談支援に携わる者は障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験と研修等の受講が必要となっています。そのため、府との連携のもと、研修機会の充実を図り、相談支援に携わる人材の育成と確保に努めます。

(3) 障害のある人等に対する虐待の防止

障害者団体をはじめ、そのほか関係団体・機関からなるネットワークを通じて、障害のある人などに対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めます。

5 . 情報提供体制の充実

障害の種別ごとにサービスの情報の入手先に違いがあります。そのため、それぞれの障害の種別や程度にあわせ、必要な時に必要な情報を入手できるように、さまざまな方法を通じた情報提供が求められています。

特に視覚障害や聴覚障害のある人等、コミュニケーションに支援の必要な人に対しては、点字や録音媒体だけでなく、パソコンやインターネットなどを活用し、情報提供方法の充実を図っていきます。

6 . 地域生活移行を進めるための支援体制の構築

(1) 生活の場の確保

障害のある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、さまざまな課題がありますが、まず受け皿となる生活の場を確保することが重要です。

地域生活へ移行した場合の生活の場として、グループホームやケアホームの充実が求められます。今後、必要な量を確保するために、行政、事業所及び関係機関・団体等が連携して取り組むとともに、地域社会における理解の促進に努めていきます。

(2) 移動支援及びコミュニケーション支援の充実

障害のある人が積極的に外出できるよう、移動手段の確保や、コミュニケーション支援を必要とする聴覚障害のある人に対する手話通訳者及び要約筆記者を派遣するため、移動支援事業やコミュニケーション支援事業を通じて充実を図っていきます。

(3) 地域支援体制の整備

障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、きめ細やかに相談などに対応できる地域での支援体制の整備が必要です。

障害者団体やボランティア、NPO法人などの関係者が、それぞれの立場や役割に応じた自主的・積極的な活動の促進と連携を図り、地域支援体制の整備に努めていきます。

(4) NPO及びボランティアの養成

障害福祉サービスの充実を図る一方、地域の支援体制の整備を図るためには、NPOやボランティアなどの障害のある人を支える担い手を養成していく必要があります。そのため、NPOやボランティアの活動に関する情報を提供するとともに、研修会や講座などを通じて地域活動への参加の動機付けを行うなど、関心のある住民の参加を促進していきます。

また、障害のある人が自らの体験などを通じて相談相手となるピアカウンセラーの養成にも努めていきます。

(5) 障害者の生活を支える仕事おこし事業の推進

障害のある人の生きがいづくりと生活の安定向上が大きな課題となっています。

このため、行政、関係団体、事業所、産業関連団体、地域等が連携し、事業所などにおける仕事のあり方（仕事の内容、商品開発、生産・販売方法など）の研究・開発を推進していきます。

7 . 就労に向けた支援の充実

(1) 障害者雇用を促進するための体制の整備

障害者雇用の促進のためには、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりが求められています。障害のある人の雇用促進を図るためにハローワーク、特別支援学校、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害者雇用を促進する体制の整備を進めていきます。

(2) 障害者雇用促進に向けた啓発活動

障害者雇用を促進するためには、体制を整備するだけでなく、民間企業や事業主に対して働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていくことが大切です。

そのため、今後もハローワークなどと連携しながら、民間企業や事業主に対して助成制度などの障害のある人の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や障害のある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

(3) 障害者雇用促進に向けた支援プログラムの提供

施設においては、就労しようという意欲や能力のある人を後押しし、就労へと結びつけていくことが今後必要となってきます。そのため、一人ひとりのニーズや個々の障害特性に留意しながら一般就労を推進していけるよう、積極的に支援していきます。

(4) 福祉的就労に関するサービスの充実

一般就労だけでなく、福祉的就労への支援にも努めていく必要があります。

そのため、一般就労は困難であるが、就労を希望する障害のある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業などを通じて、福祉的就労への支援を行い、その充実を図っていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1．地域との連携強化

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、ボランティア・NPO、民間企業、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政等関係機関などとの連携・協働が重要となります。そのため、藤井寺市障害者自立支援協議会等の機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

また、「藤井寺市地域福祉計画」に基づき、地域福祉に対する普及啓発や地域における支え合いの活動を活発化することで、障害のある人を地域全体で支え合うことのできる社会の実現を目指します。

2．府・周辺自治体との連携

府・周辺自治体 と連携を図り、広域的なサービス調整や新規事業所の参入を働きかけるとともにサービス利用の確保に努めていきます。

また、障害福祉サービスにかかわる人材の養成や就労機会の拡充などについても府と連携しながら、推進していきます。

広域的に利用されるサービスへの提供体制を広域的に整備するため、府では「障害保健福祉圏域」を設定しており、本市は「南河内北障害保健福祉圏域」に属します。圏域内の市は、藤井寺市、羽曳野市及び松原市です。

3．庁内の連携体制

障害者福祉施策については、教育、就労、保健・医療、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

特に、障害福祉サービスが円滑に利用されるために、障害福祉サービスに関する情報の提供やサービスの質の向上を図るとともに、計画量に応じた財源の確保に努めます。

4．計画の点検・評価

本計画の推進に当たっては、計画の進捗状況を点検し、計画の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成23年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進ん

でいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

点検及び評価は、「藤井寺市障害者自立支援協議会」において行います。

また、点検及び評価した結果については、3年ごとに市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

資料編

1. 藤井寺市障害福祉計画（第2期計画）策定の経緯

実施年月日	事業内容
平成20年10月 11月	障害者関係団体及び事業所へのヒアリング調査実施 ・ 障害者福祉施策に関する意見・要望について ・ 障害者自立支援法施行後の障害者を取り巻く福祉環境について ・ 事業所の平成21年度以降のサービス提供状況及び旧体系事業所の新体系への移行予定について ・ 事業所を運営していく上での課題について
平成20年12月	第1回藤井寺市障害福祉計画策定委員会 ・ 障害福祉計画(第1期計画)の達成状況と第2期計画における今後の見込量について ・ 障害福祉計画(第2期計画)の骨子案について ・ ヒアリング結果について 「大阪府への中間報告」 ・ 数値目標及びサービス見込量の算定
平成21年2月	第2回藤井寺市障害福祉計画策定委員会 ・ 「藤井寺市障害福祉計画」(素案)について
平成21年3月	第3回藤井寺市障害福祉計画策定委員会 ・ 「藤井寺市障害福祉計画」(案)について 答申 ・ 藤井寺市長へ答申

2. 藤井寺市障害福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	選出団体及び役職名
学識経験者	安原 佳子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科准教授
障害者・福祉団体関係者	華田 吉一	藤井寺市社会福祉協議会 会長
	村田 隆盛	藤井寺市身体障害者福祉協議会 会長
	林 恵子	藤井寺市心身障害児(者)父母の会 会長
	廣田 秋子	精神障害者まつしの家族会 代表
関係機関	奥田 益弘	藤井寺特別養護老人ホーム 施設長
	御前 哲雄	大阪府藤井寺保健所 所長

は委員長

3. ヒアリング実施団体・事業所

種別	名称
障害者団体	藤井寺市身体障害者福祉協議会
	藤井寺市心身障害児(者)父母の会
	精神障害者まつしの家族会
障害福祉サービス提供事業所	社会福祉法人 飛笑 障害者地域生活支援センター わっと
	社会福祉法人 飛笑 精神障害者小規模通所授産施設 まつしの
	社会福祉法人 賀光会 賀光寮
	社会福祉法人 しゅらの郷福祉会 あゆみ
	NPO 法人 藤 藤共同作業所
	NPO 法人 C・ドリームの会 さくら福祉訓練所
	NPO 法人 藤井寺心身障害児者父母の会
	藤井寺市障害者福祉作業所 のぎく作業所

4 . 障害福祉サービス等の用語解説

(1) 訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

身体、知的、精神障害のある人や障害のある子どものうち、日常生活に支障のある人の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動支援等を総合的に行うサービスです。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行うサービスです。

重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に対する居宅介護、その他のサービスを包括的に行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行うサービスです。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

機能訓練 身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

生活訓練 自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営むうえで必要な訓練を行うサービスです。

就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。就労移行支援利用期間は、2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間)とされています。

就労継続支援(A型・B型)

一般企業等に雇用されることが困難な障害のある人に働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

A型 利用者と事業所が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで、一般雇用に近い形態の

ものをいいます。

B型 一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいいます。

就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人などが対象となります。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

児童デイサービス

障害のある子どもに対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の援助を行うサービスです。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

旧法施設支援

平成 23 年度末までに新サービス体系に移行するという経過措置が設けられている旧法施設であり、更生施設、授産施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設、療護施設、生活訓練施設が日中活動系サービスの対象となっています。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

介護は必要とせず、就労しているか、または自立訓練、就労移行支援事業等を利用して知的、精神障害のある人を対象として、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的、精神障害のある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障害のある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供するサービスです。

旧法施設入所

平成 23 年度末までに新サービス体系に移行するという経過措置が設けられている旧法施設であり、更生施設（入所 身体・知的）、授産施設（入所 身体・知的・精神）、福祉ホーム（身体・知的・精神）、療護施設（身体）、通勤寮（知的）、生活訓練施設（精神）が居住系サービスの対象となっています。

(4) 相談支援(サービス利用計画作成)

相談支援(サービス利用計画作成)

支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

(5) 地域生活支援事業

必須事業

相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けた関係機関との連絡調整や、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図る事業です。

住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域での生活を支援する事業です。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用の支援に向け、関係施設などと連携し、普及啓発する事業です。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障害のため意思の伝達に支援が必要な人について、手話通訳者や要約筆記者の派遣をはじめ、手話通訳者の設置、点字・音訳等の支援事業です。

日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに支障のある重度障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具等を給付する事業です。

移動支援事業

屋外の移動が困難な障害のある人等に対して、社会参加を促進するためガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援する事業です。

地域活動支援センター事業(基礎的事業)

障害のある人に対して、通所により創作的活動または生産活動の機会を提供することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター事業（基礎的事業）に加え、その機能を強化するために、以下の3類型を設けています。

- 型** 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
- 型** 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- 型** 概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。

その他の事業

日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施する事業です。

訪問入浴サービス事業

デイサービス等において入浴介助が受けられない在宅の身体障害者に対して、原則として週1回（夏季は週2回）、入浴車両を出して、訪問により入浴サービスの提供を行う事業です。

更生訓練費支給事業

訓練を目的に施設入所されている低所得の障害のある人に更生訓練費を支給する事業です。

生活支援事業

障害のある人等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図ること、社会復帰を促進することを目的として実施する事業です。

藤井寺市障害福祉計画（第2期計画）

平成21年3月

企画・発行 : 藤井寺市健康福祉部福祉課
大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
電話 (072)939-1106
実施・編集 : 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

